

政策研究

POLICY RESEARCH

2020 No. 6 (2020年9月号)

- レポート:政策論説 アフターコロナの自治体経営②
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
 - レポート:政策シグナル デジタル庁構想の意図
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
 - レポート:アジアリンク アジア経済の回復力
宮脇 淳 (北海道大学法学研究科教授)
 - レポート:事例研究 自治体における交通事故削減の取組推進に向けて
島 久美子 (株式会社富士通総研 行政経営グループ)
-

1. はじめに

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済社会活動の種々の変化は、地方自治体の今後の機能や体制に大きな変化を迫るものとなっている。第2回は、自治体経営における地域コミュニティの相互浸透による内発型の構築を取り上げ、圏域も含めた地域内循環と地域所得を厚くするあり方を考察する。

第1回で指摘したようにアフターコロナに向けて求められる「脱複写型地方創生」とは、調整による利害配分の議論ではなく、地域価値を生みだす議論である。この価値創生の議論で重要なことは、①単純な地域間競争に陥らない構図を意図すること、②新たな価値の創生だけでなく、地域の負担軽減も同時に意図すること、③住民だけでなく、産業・観光等を通じた交流者や関係者のニーズに隠れているギャップを今から掘り起こし認識することである。これまでの地方創生政策は、個別の地方自治体がトリガーとなり、国の関与の下でモデルケースを提示し、それを先行事例として共有する中で、新たな手法を他の地方自治体が複写して広げることを中心とした先行複写型(伝聞型政策)が多くみられた。こうした構図は、地域間の政治・社会縮図の違いから活用自体に限界が生じ、活用したとしても同類あるいは類似の地域価値を生みだし地域間の排他的競争を強め、いわゆる事業と地域の隔絶、トレードオフ関係を生みだすことも少なくない。地方創生で求められる姿は、排他性を内在させた市場的競争、トレードオフの形成ではなく、相互に地域特性が結び合う社会的連携の姿である。その社会的連携による持続性確保の根底を支えるのは、地域コミュニティの再構築にある。

2. コミュニティ・交流の進化

地域の持続可能性の確保に向けて自治体経営に不可欠となる点は、第1に「自助・共助・公助を基本とするコミュニティの新たな姿」であり、第2は「地域コミュニティとグローバル社会も含めた相互浸透による内発型の構築」である。これにより、圏域も含めた地域内循環と地域所得を厚くする地域空間の土台を充実することが重要となる。地方自治の原点は「自助」であり、自らできることは自分で担うことにある。しかし、自ら対処できない場合は住民が相互に支え合う「共助」に、そして住民の支え合いだけでは対処できない場合は「公助」、すなわち地方自治体を中心とする公的機関が役割分担することを意味する。

近年の豪雨、地震などの自然災害では、改めて公助だけでなく「自助・共助の重要性」が地域の危機時の持続性確保の根底にあることが強く意識された。そのため、各地方自治体の作成する基本構想や総合計画では、必ずコミュニティの再生や活性化が指摘されるに至っている。

しかし、「face to face型」のコミュニティが、今日、大きな制約を受けている。新型コロナウイルス感染拡大が、地域空間に対して移動制限や人と人との接触制限、遠隔による在宅勤務や学習等共助を支える構図を空洞化させている。そうしたコミュニティの繋がりの制約は、地域間の隔絶だけでなく地域と家庭の隔絶による家庭内暴力の拡大など新たな孤立問題も生じさせている。同様の問題は海外でも生じており、米国インディアナ州の地方自治体では、夜7時に家の外に出て近所と挨拶することで相互に気遣うアナログ的運動も展開されている。一方でICTによる新たな生活形態が不可逆的に多様化する中で、改めてコミュニティの「交流」とは何かを問いかける必要がある。たとえば、今回大きな打撃を受けている観光業のひとつの中核に位置するJTBは、観光業から脱却し交流業の方向性を目指す戦略を展開している。ICTが進化する時代での「交流」の価値観とは何か。地方自治体でも問いかけるべき課題である。それは、概念の再構築であり、そこに新たな創生の芽が潜んでいる。

以上のコミュニティ問題は、地方自治体の行政区画を越えた圏域化やグローバル化とも表裏一体の関係にある。コミュニティの再生と共に地方自治体の基本構想・総合計画で必ず指摘される事項として、グローバル化対応と異文化交流の推進がある。観光や製造業の立地が柱となる地域だけでなく、介護や

看護等社会福祉を支える外国人労働力の確保の面から住宅都市などにおいてもアフターコロナにおける「内なるグローバル化」の視点として不可欠となっている。こうした点を考えるアプローチとして、「内発型の充実」がある。

3. 内発型とメッシュ情報

内発型とは、グローバル化とローカル化の混成語であるグローカル化（glocalization）とも表現されることがあり、地球規模の視野を持ちつつ地域にある資源を生かし、地域の所得循環を少しでも厚くする視点を重視するアプローチである。ひとつの地方自治体の視点からだけでなく、地球、国や圏域を創生する視点からの地域資源の活用が自治体経営で重要となっている。また、リージョナル化の進展により地域の異なる資源による地域間の競争が展開される一方で、相互に異なる資源で結びつくことで高まる経済社会リスクに対して補完し合う、持続性に向けたセーフティネットの形成も進められている。国が担保する画一的なセーフティネットに加え、地域間、官民間、さらにはコミュニティにおける多層型セーフティネットの形成を地域の視点から展開するアプローチである。

この形成には、事業単位に加え施策単位を視野の中心をおいた自治体経営の展開が不可欠なる。内発型自治体経営の実現には、地域の細かい情報、すなわちメッシュ情報の集積と活用を地方自治体も重視するネットワークづくりが前提となる。国などの制度や政策を組み合わせた地域政策だけでなく、自ら政策を生み出すためには、地域の間人行動に加えそれが形成する地域のメッシュ情報の蓄積と活用が大前提である。地域政策は、地域の間人行動に働きかけ、地域をより良い方向に変化させていくことを核とする。なぜ、地域の商店街は衰退化するのか。大規模店舗の進出だけに原因があるのではなく、大規模店舗に買い物に向かう人間行動を認識し、それを変える、あるいは変化に対応する手段とその手段の現実化ができない点にも大きな原因がある。この原因を明確にするには、地域の経済社会活動に関する細かい情報の集積とそれを正面から見つめることが重要であり、地域政策の土台ともなる。

以上の点は、経済産業活動だけでなく、公立病院の経営をはじめとして医療に関する計画策定とその実施など、他の政策領域においても同様である。自治体経営において地域医療の実情を把握することは、一定の公的統計を除いて依然として難しい現状にある。現状の把握の前提として、「いかなる範囲と質」で情報を把握し観察することが人間行動を捉える上で必要かを明確にすることがまず必要である。たとえば、病院への入院患者はもちろんのこと、入院から外来へと治療を移行した退院患者のデータの一体把握も地域医療には重要となる。なぜならば、医療や介護の提供を施設から地域、コミュニティ、家族へと役割を移行させる流れの中では、外来へと治療を移行させた患者の医療・介護などの質など、体系的かつ継続的に着目し、情報として集積・共有することが共助や公助の前提となるからである。また、アフターコロナに向けて、地域の資源を発掘し地域の特性として、今から国内はもちろんアジアなどグローバルに発信し、観光、特産品の販売だけでなくコミュニティの持続力などの拡大に結びつけていく戦略を検討することは、行政の効率化と並んで重要となる。その際に留意すべきなのは、受け手である内外のニーズとそこに埋もれているギャップを踏まえたマネジメントの展開である。アフターコロナに向けて行財政のあり方と同時に、コミュニティ、交流とは何か、そのコンセプトを地域として改めて問いかけ、新たな視点を内生型で生み出す力が求められている。

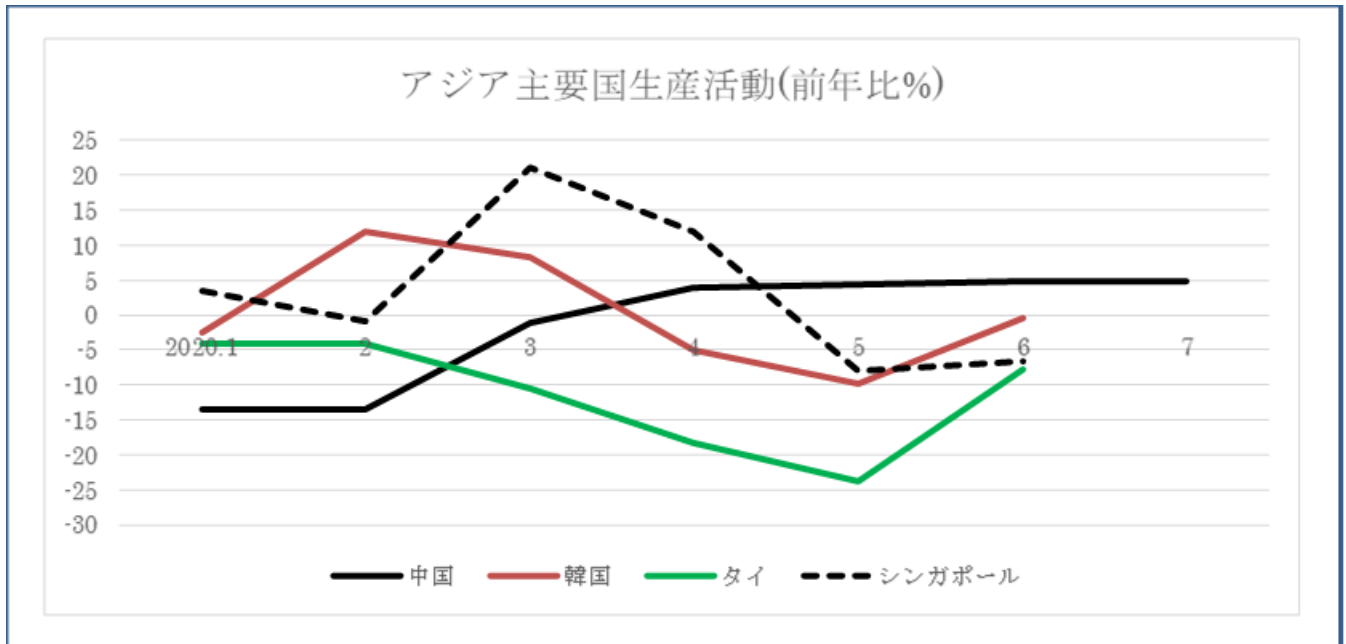
菅政権の誕生と共に、デジタル庁の創設が大きな政策テーマとなっている。デジタル庁構想の大きな意図のひとつは、行政改革、行政組織の再編にある、その焦点は、電算機を中心に行政の能率化を目指して電子政府の大きな流れを担ってきた総務省行政管理局の情報部門を見直し、霞が関全体の情報システム部門の徹底した変革に結びつけることにある。能率化は、一定時間の間に行う仕事量を増やすことを意味し、既存の枠組みの大きな見直しは必ずしも前提とはしない。これまでの電子政府の取組みは、行政体系の枠組みは維持したまま能率を高める取組みである。しかし、デジタル庁はシステム部門の見直しを通じて、霞が関の権限責任体制と意思決定の仕組み自体への見直しを意図している。

デジタル化による政策エビデンスを求める流れは、本来的には実証主義に基づいた行政経営を目指す点に特性があり、政策展開においては、客観的根拠に基づく「合理的形成」を柱としている。合理的形成は、科学的分析手段によってもたらされるデータ分析の結果を、政策のサイクル構造(PDCA)の中に組み込み、政策の抜本的見直しに貢献することを期待する。このため、①政策に関する意思決定に参画する政策形成者は、評価機関が下した結果を受け取り、その結果に基づいて政策の存廃も含めた大胆な見直しを必然とすること、②評価結果を政策形成に確実にフィードバックすることを前提としているため、評価機関の構成員は行政の政策形成には関与しない独立した位置づけを基本とすること、などのプロセス特性を持つ。

以上の実証主義を始点とした合理的形成の考え方に対して、政策展開において大きなジレンマとして存在するのが従来からの「組織的形成」である。組織的形成は、利害関係集団間の調整による意思決定を基本とし、利害調整に参画する主体を限定的とすることで意思決定の能率化を図る。このため、基本的に情報の共有には消極的となりやすく、データ分析などエビデンスは活用するものの、その結果は政策形成のひとつの材料として位置づける。すなわち、合理的形成のようにエビデンスの結果が事務事業・施策など政策や予算の内容を見直すのではなく、まず、議会・行政・住民も含め政策を議論の際のひとつの資料とすることが目的となる。このため、データによる評価結果などは、政策形成のための参考材料になっても合理的形成のように必ず見直し等にフィードバックされる位置づけとはならない。仮に、形式的にフィードバックされても政治的利害調整が最終的には優先することから、縦割りの構図を基本とし政策の存廃など急進的な形ではなく漸次的な見直しを中心となる。このため、従来の取組みでは、ICT や AI 等進化への対応は、既存の枠組みを尊重しつつ能率化優先とならざるを得ないのである。

組織的形成による利害調整の実践では、現実の経済力・社会的権力関係等が生み出す格差、いわゆる調整力の非対称性が必ず存在する。格差による非対称性は当然に情報の格差を伴い、数理合理的では説明しきれない人為的介入による調整性格を抱える。この格差による非対称性が生み出す人為的介入が、縦割りの利害調整たる政治的人間行動となる。

デジタル庁構想は ICT 等の進化を、能率化に止めることなく政策形成を通じた行政の人的介入の構図を変えることを意図している。それには、同時に縦割りで機能してきた政治的人間行動の変化が必要であり、そのことは霞が関にとどまらず地方自治体の行政体系にも大きな影響を与える。さらに、縦割りの克服は、行政の領域にとどまらない。行政と共に縦割りで形成されてきた業界の構図にも変化を求める。縦割りは、行政特有の体系ではなく、経済社会の利益配分の構図として展開されてきたからである。



(資料)各国経済統計より作成。

アジア経済の動向について見ると、一歩先に経済社会活動の閉鎖的自粛段階を解除した中国国内では、4月以降、生産活動が拡大し中国经济を下支える動きとなっている。しかし、その勢いは限定的であり、消費活動は基本的に低迷領域で推移しGDPベースで実質6%の成長を担保するには大きく及ばないレベルにとどまっている。さらに、香港問題、ウイグル族問題等政治的対立も含め、米国や欧州との経済摩擦の拡大による輸出の低迷があり、自粛解除後も一本調子の経済回復には至っていない。

一方で、アジアの主要国の動向を見ると新型コロナウイルスの感染拡大が一進一退を続ける中で、概ね5月頃を底に少しずつではあるものの回復する傾向を示している。しかし、その勢いは極めて弱く、持続性も不透明な段階にあると言わざるを得ない。方向性として改善傾向が見られても、水準として改善基調に入ったとは言えない段階にある。回復力は、消費活動の足元の指標なども見る限りは極めて緩やかな動向に止まり、また第2波・第3波の感染も懸念されていることから、3-4月頃に期待していた「V字型」の回復は困難であり、「U字型」ないし「W型」の動向がリスク想定される。

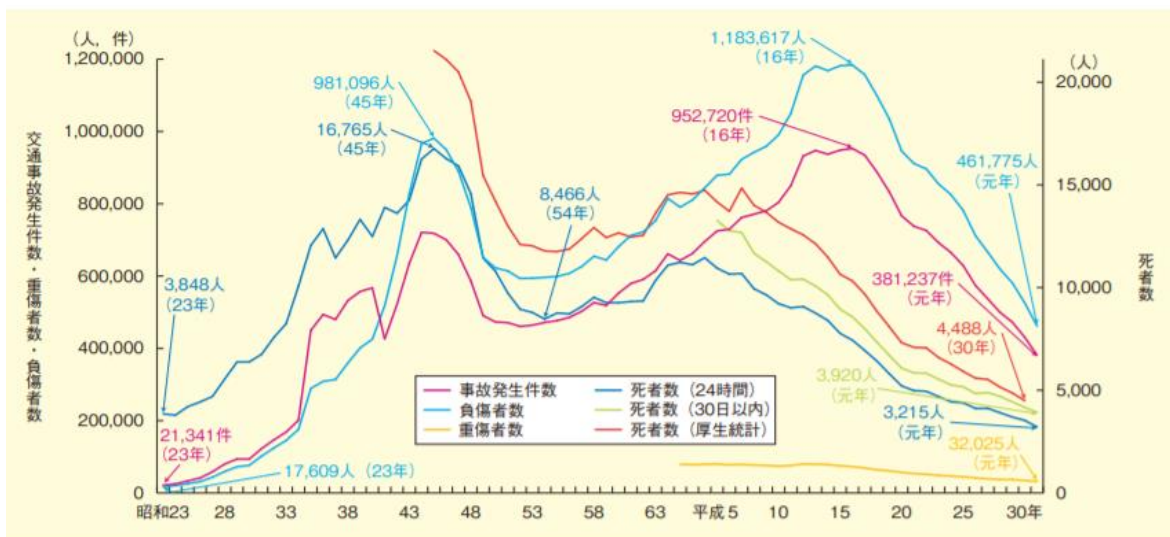
問題となるのは、「U字」ないし「W字」の底の期間の長さである。当初想定されていた「V字」回復であれば、従来の経済社会の枠組みの延長線上での再開も可能となったものの、長期化すれば従来の枠組みとは違う基本的な構図を描く政策が必要となる。しかし、すでに国、地方を通じた財政面での制約は強くなりつつあり、政策的選択肢は限定的となっている。今年6月8日に示された世界銀行の経済成長率の改訂見通し(「世界経済見通し(GEP)」ウェブサイト:<http://www.worldbank.org/gep>)では、2020年暦年ベースで今年1月の見通しから7.7%ポイント低下させ、全体でマイナス5.2%とした。この水準は、リーマンショックによる減速を上回り戦後最悪の水準であり、「U字」の底が長期化すれば、以上見通しもさらに下振れし、新興国や途上国経済のさらなる悪化が懸念されることになる。そのことは、国を越えた観光等経済活動の制約が長期化することを示唆させる。

はじめに

道路交通事故の状況について、令和元年の交通事故死者数は3,215人で、長期的にみると、過去最悪であった昭和45年(16,765人)の5分の1以下となり、また、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなった(図表1)。しかしながら、道路交通の安全に関する施策の大綱等が定められた国の第10次交通安全基本計画では、令和2年までに24時間死者数を2,500人以下にする目標を掲げており、未だ目標には達していない。

道路交通事故の削減に向けては、国及び自治体、官民が連携した取組が不可欠であり、本稿では、弊社が内閣府から受託した調査等をもとに、特に自治体における交通安全対策に着目して、今後の道路交通事故の削減に向けた取組について考察する。

図表1 道路交通事故による交通事故発生件数、死者数、負傷者数及び重傷者数の推移



- 注 1 警察庁資料による。
 2 「死者数(24時間)」とは、交通事故によって、発生から24時間以内に死亡した者をいう。
 3 「死者数(30日以内)」とは、交通事故によって、発生から30日以内(交通事故発生日を初日とする。)に死亡した者をいう。
 4 「死者数(厚生統計)」は、警察庁が厚生労働省統計資料「人口動態統計」に基づき作成したものであり、当該年に死亡した者のうち原因が交通事故によるもの(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く。)をいう。
 なお、平成6年以前は、自動車事故とされた者を、平成7年以降は、陸上の交通事故とされた者から道路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している。
 5 昭和41年以降の交通事故発生件数には、物損事故を含まない。
 6 死者数(24時間)、負傷者数及び交通事故発生件数は、昭和46年以前は、沖縄県を含まない。

出典) 内閣府「令和2年版交通安全白書」

1. 道路交通事故の削減に向けた国及び自治体の計画

道路交通事故の削減に向けて、国では交通安全対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた交通安全基本計画(交通安全基本計画は、陸上交通(道路交通・鉄道・踏切道)、海上交通、航空交通で構成されるが、本稿では陸上交通のうち道路交通について扱う)を5年毎に作成しており、現在は第10次交通安全基本計画の計画期間中である。都道府県は、国の交通安全基本計画に基づき、陸上交通の安全に関して、都道府県交通安全計画の作成が義務付けられている。また、市町村は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画の作成が努力義務化されている。このような計画の体制であることから、都道府県や市町村の交通安全計画の内容は、国の交通安全基本計画に準じて作成されている。

現行の第10次交通安全基本計画では、対策の視点として新たに「交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項」が追加され、「先端技術の活用推進」、「交通実態等を踏まえたきめ細かな対

策の推進（以降、「きめ細かな対策」という。）」、「地域ぐるみの交通安全対策の推進（以降、「地域ぐるみの対策」という。）」の3つの柱が打ち出された。このうち、「きめ細かな対策」とは、「これまでの対策では抑止が困難である交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当該交通事故の減少を図っていく」とされている。また、「地域ぐるみの対策」とは、「交通事故の発生場所や発生形態など事故特性に応じた対策を実施していくためにも、インターネット等を通じた交通事故情報の提供に努めるなど、これまで以上に地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい、当該地域における安全安心な交通社会の形成に、自らの問題として積極的に参加してもらおうなど、国民主体の意識を醸成していく。また、安全な交通環境の実現のためには、交通社会の主体となる運転者、歩行者等の意識や行動を周囲・側面からサポートしていく社会システムを、都道府県、市区町村等それぞれの地域における交通情勢を踏まえ、行政、関係団体、住民等の協働により形成していく。各自治体で取り組んでいる飲酒運転対策、自転車の交通安全対策などについては、他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう、条例の制定状況等を含め、積極的な情報共有を図っていく」とされている。

これまでの全国画一的な道路交通事故の削減に向けた取組や自動車の安全性能の向上等により、交通事故死者数は現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなり、一定の成果を上げてきたと考えられるが、今後の交通安全基本計画に掲げる目標の達成に向けては、道路交通事故が多く発生する地域の状況に応じて、「きめ細かな対策」や「地域ぐるみの対策」が求められており、関係機関と連携しながら自治体の果たす役割が重要となってくると考える。

2. 交通事故が起きにくい環境をつくるための「きめ細かな対策」の取組事例

弊社が受託した内閣府の「道路交通安全に関する基本政策等に係る調査」（令和2年3月）では、都道府県交通安全担当課（室）を対象に、都道府県及び市区町村の「きめ細かな対策」の事例を収集した。「きめ細かな対策」としては、プロセス（危険箇所の抽出→要因分析→対策の企画立案・実施等）を定めて関係者間で共有して実施していると回答した自治体が多かった。例えば、各小中学校の危険箇所を自治体に報告してもらい、関係機関とともに各危険箇所現場を点検し、改善策について検討を行うといった取組がなされている。

また、警視庁では、GISを活用し、交通事故分析システム（交通総合照会管理システム）を構築し、交通事故等の情報を地図上に重ねて表示させ、交通事故と交通違反取締り、高齢者と交通事故発生場所、街頭活動と交通事故等の相関関係を分析し、分析結果を都道府県警察と共有しながら、効果的な取締り方法や街頭活動場所の検討を行うことで、交通事故の削減を目指している（図表2）。GISを活用して交通事故多発エリアを地図上にプロットすることによって、各警察署が交通事故の要因を分析しやすくなり、交通違反取締り場所、街頭配置場所、飲酒検問場所、赤色灯点灯走行ルート等それぞれの場所に適した効果的な交通防止対策を検討することができている。

図表2 GISのイメージ



出典）警察庁「平成29年版警察白書」

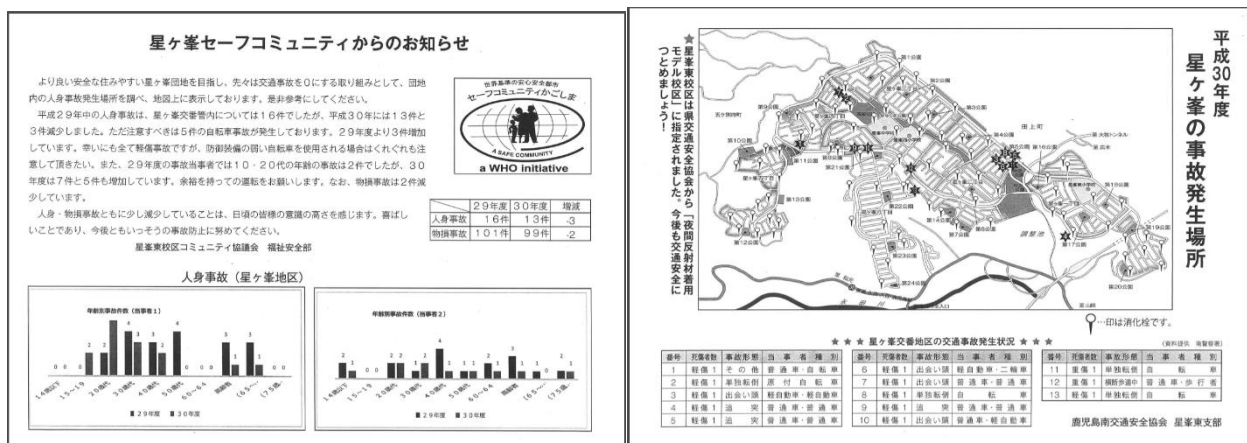
3. 交通事故が起きにくい環境をつくるための「地域ぐるみの対策」の取組事例

前述の内閣府の調査では、「地域ぐるみの対策」の事例も収集している。「地域ぐるみの対策」としては、関係機関が交通安全対策の必要性の認識を会議体などで共有し、それぞれが実施できる対策に取り組んでいると回答した自治体が多かった。例えば、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロール、通学安全マップの作製、ICTを活用し関係者間で情報を効果的に共有するなどの取組がなされている。

また、鹿児島市では、交通事故の削減が大きな地域課題となっていたことから、県交通安全協会、市PTA 連合会、市老人クラブ連合会、県警等 21 団体が構成員となる鹿児島市交通安全対策委員会において、自動車による交通事故減少に向けたシートベルトの着用啓発、企業等への交通安全講習等、高齢者の交通事故減少に向けた参加・体験型の交通安全教室、高齢者の世帯訪問による交通安全教育、夜光反射材の着用啓発、子供（中学生以下）の交通事故減少に向けた保護者等も含めた参加・体験型の交通安全教育等の各対策に取り組んでいる。実施にあたっては、モデル地区を設定し、その後、モデル地区の取組を評価・検証しながら、効果的な取組を市内全域に拡大した。その結果、全体の半数を超える 40 校区に取組を広げ、交通事故死傷者数（平成 25 年：4,515 人→平成 30 年：2,902 人）、高齢者の交通事故死傷者数（平成 25 年：694 人→平成 30 年：47 人）、子供（中学生以下）の交通事故死傷者数（平成 25 年：153 人→平成 30 年：63 人）は取組当初と比べて減少している。

図表 3 星峯東校区の取組

「セーフコミュニティ星ヶ峯からのお知らせ」、「星ヶ峯の事故発生場所状況」（平成 31 年 2 月）



4. 自治体における「きめ細かな対策」及び「地域ぐるみの対策」の推進に向けた課題

調査結果から、「きめ細かな対策」では、ETC2.0等のプローブデータを活用した交通安全対策を、プロセスを設定して評価結果を反映しながら組織的に実施している自治体がある一方で、専門家の知見やノウハウの活用は必ずしも十分行われていないという課題が見受けられた。また、「地域ぐるみの対策」では、自治体、警察、地域の交通安全協会等が連携して、交通安全対策を地域住民にチラシ等で周知し、ワークショップ等を開催しながら主体的に取り組んでいる自治体がある一方で、専門家やデータの交通安全対策への活用は十分に進んでいないという課題が見受けられた。

これらのことから、「きめ細かな対策」及び「地域ぐるみの対策」は、それぞれ別のものとして推進するのではなく、「きめ細かな対策」において、データをもとに専門家の意見を参考に、対策が求められる交通事故発生場所を特定し、具体的な対策を検討するとともに、対策の実施にあたっては、自治体や警察、地域組織、関係機関等が「地域ぐるみの対策」として連携して主体的に取り組んでいくことで、

それぞれの地域の実情に応じた実効性のある対策を講じることができると考える。例えば、事故データから生活道路において人对車両の交通事故が多く発生することが明らかになった場合には、ハード面の対策として、生活道路を管理する自治体が道路の拡幅や歩車道分離といった対策を講じることや、ソフト面の対策として、警察が幹線道路から生活道路に流入する自動車のスピード違反等の取締りを実施すること、住民が協力して生活道路を利用する子供の登下校時の見守りや住民への交通指導を行うことなどが考えられる。

しかしながら、自治体の現状は、人口減少や高齢化の進展に伴い、多くの自治体で財政状況が厳しさを増し、職員定数削減の中で、多様化する地域課題への対応が求められており、このような状況において、特に小規模の自治体においては、自治体単独で「きめ細かな対策」及び「地域ぐるみの対策」に向けた新たな取組を推進していくことは困難な状況にあると考える。

自治体における「きめ細かな対策」及び「地域ぐるみの対策」の推進に向けては、警察庁が交通事故統計を取り纏めており、また先述した GIS を活用した交通事故分析システムを開発・運用していることから、これらのデータや分析結果を全国の自治体や関係機関と共有し、連携して交通事故発生状況に応じた対策を検討し、実行することが考えられる。加えて、民間団体では公益財団法人交通事故総合分析センター（ITARDA）が交通統計を発行し、研究機関や民間企業等がそれらのデータを購入して研究・開発等を行っていることから、フィールドとなる自治体と連携して取組を推進していくことも一つの方法であると考えられる。

弊社が受託した内閣府の「海外における交通安全対策に関する調査」（平成 30 年 3 月）の結果から、例えば EU において、EU 加盟国の地域的な交通安全対策を立案・実施する欧州委員会の運輸総局は、交通安全教育や普及・啓発は地域の交通事情を踏まえて立案・実施することが適切であり、EU 加盟国に共通の内容を実施することは適切ではないと考えおり、EU 加盟国が効果的な交通安全対策を立案しやすいよう、交通安全に関する情報のプラットフォームである European Road Safety Charter を構築しており、会員団体・企業等から提出された交通安全対策の事例を取りまとめて、インターネット上で公開している。このような取組は、日本における自治体の「きめ細かな対策」及び「地域ぐるみの対策」の推進に向けて参考になる。

おわりに

日本における交通事故発生件数、死者数、負傷者数はともに減少傾向にあるものの、痛ましい事故は今なお各地で発生している。今後の交通事故削減に向けては、全国一律ではなく、地域の交通事故発生状況に応じた「きめ細かな対策」及び「地域ぐるみの対策」が求められ、自治体の役割が大きくなると考える。自治体が限られた資源のなかで効果的な取組を推進できるよう、交通事故データの提供やその分析、対策の検討に至るまでのバックアップ体制を構築し、また、そこから得られた取組の成功事例や課題等の情報を各自治体へフィードバックすることにより、日本全体としての交通事故削減に寄与するものと考えられる。

参考文献

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（委託先：株式会社富士通総研）「道路交通安全に関する基本政策等に係る調査報告書」令和 2 年 3 月

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「第 10 次交通安全基本計画に関する評価書（道路交通）」令和 2 年 3 月

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「海外における交通安全対策に関する調査」（平成 30 年 3 月）

〈既刊テーマ一覧〉

2019 No. 12	<ul style="list-style-type: none">● 政策開発と地方分権①～自治体間競争～● 本質的なニーズ把握のための検討プロセス● 中国経済の落ち込み
2020 No. 1	<ul style="list-style-type: none">● 政策開発と地方分権②～積極的自由と情報分権～● 新型コロナウイルス感染拡大問題と2020年日本経済● IMF世界経済見通し改訂の概要
2020 No. 2	<ul style="list-style-type: none">● 行政組織の進化とテレワーク・ICT・AI 「ニーズではなくギャップ」● 経済社会活動自粛問題と第三セクター● 経済落ち込みと税収
2020 No. 3	<ul style="list-style-type: none">● 行政組織の進化とテレワーク・ICT・AI 「ニーズではなくギャップ」②● 社会的合意の特性● 世界銀行見通しと実体経済・金融
2020 No. 4	<ul style="list-style-type: none">● 行政組織の進化とテレワーク・ICT・AI 「AIと交渉合意」● 出来事と事実● 自粛緩和後の現状
2020 No. 5	<ul style="list-style-type: none">● アフターコロナの自治体経営①● 費用便益による政策交渉のすみ分け● U字回復の底の長さ

政策研究 2020 No. 6

2020年9月発行

監修 宮脇 淳（北海道大学法学研究科教授）
編集・発行 株式会社富士通総研 行政経営グループ
〒144-8588 東京都大田区新蒲田 1-17-25
電話 03-6424-6752
MAIL fri-ppp-jimukyoku@dl.jp.fujitsu.com
URL <http://www.pppnews.org>